

定

款

高砂香料工業株式会社定款
(二〇二三年六月二十四日改正)

第一章 総則

第一条 当会社は高砂香料工業株式会社と称する。

英文ではTAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATIONと表示する。

第二条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 一、天然香料、人造香料の製造販売並びに問屋業
- 二、鉱業薬品、工業薬品、化学薬品の製造販売並びに問屋業
- 三、医薬品、医薬部外品、農業薬品及び農林水産物の製造販売並びに問屋業
- 四、化粧品、食品、嗜好品、雑貨の製造販売並びに問屋業
- 五、酒類の製造販売並びに問屋業
- 六、前各号の製造用設備、関連機器の設計、製作、設置工事、運営管理及びそれらの技術指導及び販売
- 七、前各号の輸出入に関する事業
- 八、前各号に附帯する一切の事業
- 九、不動産の賃貸、管理、売買並びに売買の仲介事業

第三条 当会社は本店を東京都大田区に置く。

第四条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (一) 取締役会
- (二) 監査役
- (三) 監査役会
- (四) 会計監査人

第五条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

第六条 当会社の発行可能株式総数は六千万株とする。

第七条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することが出来る。

第八条 当会社の単元株式数は一〇〇株とする。

第九条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

(一) 会社法第一八九条第二項各号に掲げる権利

(二) 会社法第一六六条第一項の規定による請求をする権利

(三) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(四) 次条に定める請求をする権利

第十条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが出来る。

第十一条 当会社は株主名簿管理人を置く。

二、株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

三、当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第十二条 当会社は毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使しうる株主を以て、その事業年度に関する定時株主総会に於て議決権を行使することが出来る株主とする。

二、前項に係わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載または記録された株主を以て、その権利を行使することが出来る株主とすることが出来る。

第十三条 当会社の株主の権利行使に際しての手続、その他株式および新株予約権に関する取扱い並びに手数料等には、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株主総会

第十四条 当会社の定時株主総会は、毎年六月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第十五条 当会社の定時株主総会の開催場所は東京都二十三区内とする。

第十六条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
二、当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第十七条 株主は議決権を有する他の株主一名を代理人として株主総会に於ける議決権を行使することが出来る。
二、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第十八条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の規定ある場合の外は出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を以て行う。
二、会社法第三〇九条第二項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上を以て行う。

第十九条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
二、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第四章 取締役および取締役会

第二十条 当会社の取締役は十二名以内とする。

第二十一条 取締役は、株主総会において選任する。

二、取締役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

三、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第二十二条 取締役の任期は選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。増員または補欠によって任じられた取締役の任期は他の在任取締役の残任期間と同一とする。

第二十三条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

二、取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各一名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることが出来る。

第二十四条

当会社は、会社法第四二六条第一項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

二、

当会社は、会社法第四二七条第一項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第四二三条第一項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第二十五条

取締役会の招集通知は、会日の二日前に各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第二十六条

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第二十七条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役および監査役会

第二十八条

当会社の監査役は四名以内とする。

第二十九条

二、 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

第三十条

二、 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第三十一条

二、 当会社は、会社法第四二六条第一項の規定により、任務を怠つたことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第四二七条第一項の規定により、監査役との間で会社法第四二三条第一項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第三十二条 監査役会は、その決議によつて常勤の監査役を選定する。

第三十三条 監査役会の招集通知は会日の二日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

第三十四条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。

第六章 計算

第三十五条 当会社の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。

第三十六条 当会社は株主総会の決議によつて毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第三十七条 当会社は取締役会の決議によつて毎年九月三十日現在に於て株主名簿に記載または記録された最終の株主に対して会社法第四五四条第五項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことが出来る。

第三十八条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満三年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。